

地域福祉懇談会を 開催します

地域のことをみんなで

話し合います



この懇談会では、
普段地域に暮らして
いて、『こうだったら
いいな』と感じてい
ること、不安に思う
ことなど、他の人も
同じように思ってい
るかもしれません。

一度、地域のみなさまで話し
合ってみませんか？

下記日程により、各地域で地域
福祉懇談会を開催しますので、お
時間のある方は、是非ご参加くだ
さい。

懇談会はおおよそ2時間の予定
です。

当日は、①「地域における福
祉ってなんだろう？」②「地域福
祉計画ってなんだろう？」という
テーマで話し合います。

※事前の申し込みは不要です

●開催日程

小学校区	開催日	時 間	会 場
内 原	10/26 (日)	13:30 ～15:30	中央公民館
志 賀	11/9 (日)	10:00 ～12:00	保健福祉総合センター (ふれあいセンター)
比 井	11/9 (日)	13:30 ～15:30	比井崎漁協漁村センター

住宅の耐震改修を行う
と、その住宅の固定資産税が減
額されます。

住宅の耐震改修に
伴う固定資産税の
減額制度



お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。

■対象住宅の要件

- ・昭和57年1月1日以前から
存在する専用住宅、共同住
宅、併用住宅(居住部分の割
合が2分の1以上あること)
- ・現行の耐震基準に適合する
住宅(昭和56年6月1日施
行の建築基準法)
- ・1戸あたりの耐震改修工事
費が50万円を超えるもの
(平成25年3月31日までに
改修工事に係る契約が締結
された場合は30万円以上)

■減額される範囲と税額

改修をした住宅の固定資産税
の2分の1(ただし、1戸あたり
床面積120㎡分に相当する税
額が限度となります)

■その他

- ・この制度による減額は1戸
につき1度しか受けること
ができません
- ・新築住宅の減額や、バリア
フリー・省エネ改修工事に
よる減額と同時に適用はで
きません

■耐震工事完了の期間と固定資産税の減額期間

耐震工事完了期間	固定資産税の減額期間
平成18年1月1日～ 平成21年12月31日	耐震工事完了年の翌年度から3年度分
平成22年1月1日～ 平成24年12月31日	耐震工事完了年の翌年度から2年度分
平成25年1月1日～ 平成27年12月31日	耐震工事完了年の翌年度から1年度分

※ただし、H25年11月25日～H27年12月31日の間に、当該住宅
が建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害
既存耐震不適格建築物」であった場合は、耐震工事完了年の翌年
度から2年度分

■申告手続き

工事完了後3か月以内に、改
修工事内容が確認できる書類等
を添付のうえ税務課へ申告して
ください。申告書は、税務課に備
え付けています。

詳しくは、税務課(☎63・3
802)まで。



住宅のバリアフリー 改修に伴う固定資産 税の減額制度

高齢の方、障がいのある方等が居住する住宅について、次の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、住宅の固定資産税が減額されます。

■対象住宅の要件

平成19年1月1日以前から存在する住宅（賃貸住宅を除く）および併用住宅（居住部分が2分の1以上あること）

■対象住宅の居住者要件

次のいずれかに該当する方

- ・ 65歳以上の方
- ・ 要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・ 障がいのある方

■改修工事の要件

平成19年4月1日から平成28年3月31日までにバリアフリー改修工事を行い、補助金や介護保険からの給付金を除いた自己負担額が50万円を超えるもの（平成25年3月31日までに改修工事に係る契約が締結された場合は30万円以上）

■改修工事の内容

- ・ 廊下の拡張

- ・ 階段の勾配緩和
- ・ 浴室の改良
- ・ トイレの改良
- ・ 手すりの取り付け
- ・ 床の段差解消
- ・ 引き戸への取り替え
- ・ 床表面の滑り止め化など

■減額される範囲と税額

改修工事を行った住宅の固定資産税の3分の1

（ただし、1戸あたり床面積100㎡に相当する税額が限度となります。）

■減額される期間

- ・ 改修工事が終了した翌年度分のみ

住宅の省エネ（熱 損失防止）改修工 事に伴う固定資産 税の減額制度

地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO2排出量の削減を図るため、一定の省エネ（熱損失防止）改修工事を行った場合、住宅の固定資産税の減額措置を受けられます。

■その他

- ・ この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません。
- ・ 新築住宅の減額や、耐震改修工事による減額と同時に適用はできません。（ただし、省エネ改修工事による減額との同時適用は可能です）

■申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。申告書は、税務課に備え付けています。

詳しくは、税務課（☎63・3802）まで。

■対象住宅の要件

1. 平成20年1月1日以前から存在する住宅（賃貸住宅を除く）
2. 平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に、次に掲げる①を含む省エネ改修工事が完了した住宅

- ①窓の断熱改修工事
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④外壁の断熱改修工事

※改修部分が、いずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること

3. 省エネ改修工事に要した費用が、50万円を超えるもの（平成25年3月31日までに改修工事に係る契約が締結された場合は30万円以上）

■減額される範囲と税額

住宅（併用住宅の店舗・事務所部分を除く）の固定資産税の3分の1

（ただし、1戸あたり床面積120㎡に相当する税額が限度となります）

■減額される期間

- ・ 改修工事が終了した翌年度分のみ

■その他

- ・ この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません
- ・ 新築住宅の減額や、耐震改修工事による減額と同時に適用はできません（ただし、バリアフリー改修工事による減額との同時適用は可能です）

■申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。申告書は、税務課に備え付けています。

詳しくは、税務課（☎63・3802）まで。